

札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の
防止に関する条例の一部を改正する条例案
平成28年(2016年)5月19日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の
防止に関する条例の一部を改正する条例

札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する
条例(平成17年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「接待飲食等営業をいう。）」の次に「、特定遊興飲食
店営業(同条第11項の特定遊興飲食店営業をいう。))」を加え、「同条第11項
第3号」を「同条第13項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

(理 由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う所要の
規定整備を行うため、本案を提出する。